#### 九州大学学術情報リポジトリ Kyushu University Institutional Repository

#### 太宰府の遺蹟と條坊(其一)

鏡山,猛

https://doi.org/10.15017/2341027

出版情報: 史淵. 16, pp.115-148, 1937-07-05. 九州帝国大学法文学部

バージョン: 権利関係:

# 太宰府の遺蹟ご條坊(其一)

鏡

Ш

猛

言

序

, て菅公の無きものならば絕て人の來るべき里には非ざるべし」(佐藤元海) と云はれた太宰府の町は元來郭 三景 年雲 外の地に發達した天滿宮の門前町として現在も餘命を保のみである。けれども、今全く荒廢した郭内の地 られるが、その範圍街衢の細に至つて論及した者を知らない。吉田東伍博士の大著大日本地名辭書に就い に竣礎遺瓦を見ては、そどろに殷盛なりし古へを懷はしめる。此府人物殷繁天下一都會也 て太宰府の項を開けば、 江戸時代旣に「太宰府の町は三四百軒もあるべき。草葺家ばかりにて見苦しき所なり。 都府條坊の大體を描かれしものに喜田貞吉、 と稱せられた頃、郭内は京師に傚つて條坊を割したものである事は諸先學の意見である様に見受け 條坊の制の存した事は認めらるけれどもその委細に至りては<br />
臆度し難しとある。 伊藤忠太雨博士の説があるから次に之を紹介しやう。喜田 至て邊鄙の地に (續日本紀卷三十

#### 博士によれば

舊時の太宰府市街は都府樓廳址を北端として、これより南に延び、左右に亘り、東は今の太宰府町の入 太宰府の遺蹟と條坊

供せし所三代格に太宰府南郭にありと見ゆ。 h 口 より、 しものの如し。二日市東南に山口村大字俗明院あり。太宰大貮小野客守が續命院を設け、 西は水域の址に近く、 南は二日市湯町地方に及び、割して條坊をなすこと平城平安諸京の如くな 以て府の位置を察すべし。(太宇府址ノ項・人 徃來の宿舎に

とあり、次に伊東博士は

としての體制を具へてゐた。 方二十町として大過ないと思ふ。 の平安京等の例に参酌して暑ば全都府の條坊區制を復原すれば、 (演「太宰府灣蹟に就て」ノ概要筆記 (考古學雑誌十五卷六號所載印藤博士講 その間には觀世音寺兩國分寺をはじめ有力な寺院が配置され、 府廳阯 の中心線より東西各十町即ち 名實都府

之が批判は暫く止め、 との意味を述べられてゐる。 以下私案による府の條坊區劃復原案を提示して御叱正を仰ぎ度い。 右は單に管見に入つた記事で、未だ兩說共その論據を詳にしない。 從つて

太宰府條坊制復原 の端緒として所謂都府樓を中心とする太宰府廳址、 並びに観世音寺の殿堂伽藍の配置

## 一、太宰府廳

よりこれ等の復原を始めやう。

つて其阯を存してゐる。 様な説明がある。 太宰府市街の中心をなすべき府廳は今筑紫郡水城村大字觀世音寺のうち大裏、 府廳の 中心官衙は所謂都府樓であつて貝原益軒の篇纂した筑前國續風上記には次 月山、 藏司の三小字に

都府樓址

らるると云ふ。其地東西十四間南北六間大なる礎石三十有。 太宰府官舎のありし跡の北にあり。 都督府の樓なれば都府樓とは云ふ也。天智天皇のとき始めて建させ 其礎石何れも方六尺餘りあり。 其内柱の立ち

し所は徑二尺一寸許也。其邊に古瓦殘れるもの多し。

續風 土記を追補した地 誌に青柳種信の筑前續風土記拾遺がある。 同書には都府樓の遺蹟についてやゝ詳

細な記述がある。

埋りし址也。其北の岸上東西八間南北六間許りの所に礎石十箇有。 彫上りたり。其徑二尺五寸或は二尺一寸有。 より正中に位して其構鴻大なり。官舍の正廳なるべし。其北にも大厦の阯有。其石方六尺餘柱を竪し所に に横十間長十二間許の所に礎六十餘有。其東方礎石少きは貞享年中觀世音寺再建の時にこくの石を割取 を建し穴有。 しと云。其北 關屋の方より天滿宮に詣る大道の北の便に小流有。此の邊の田地道より一段低くして長し。 是大門の趾と云。其少し北に東西八間南北四間斗の所礎九つ有。 一段高地に草原あり。東西十四間南北六間礎石四十一有。之を都府樓の址と云。 近代迄も田圃の妨也とて礎石多く割取ける。 其左右にも礎石有。 夫より北の方東に三十餘 其徑五六尺中に柱 先君 (黑田齊) 南大門の址 是古の池 0

御時より固く是を禁じ給へる。

以 上 の外近世此 0 地 の礎石を圖示した遺跡圖數種がある。今知見に觸れしものを擧ぐれば

本圖附記に「此圖は寬政五年聚齊隆公御巡見の節御僉議有之たる圖也」とある。 寛政五年の圖 福岡 市 許 斐 儀 助 氏 蔵(福岡縣史蹟名勝天然紀念 叉裏書に 此 都府樓の跡

一一七

太宰府の遺蹟

して爲家藏。享和元年五月廿三日永井國章。」とある。 に礎の只今残りたる圖は先君齊隆公の御納戸に納めありたるを高畠杢助寫し置けるを今有田貞次に托し寫

二、文政三年太宰府址礎石現改之圖 (所 散)

西方溯源所載の圖には明治廿三年六月實査の石敷を追錄してゐる。前圖に比して廣範圍に亙つて都府樓

附近の礎石二百餘個の外藏司に石百三十三個を描く。

三、文政三年観世音寺村之内舊礎現の圖(歴史地理二十卷)

本圖は東原山より西刈萱關國分寺に亘り、 北は四王寺山より南都府樓に及ぶも主として都府樓及び觀世

音寺の殘礎を示すものである。

四、年代未詳太宰府都府樓遺蹟圖(臺所載)

描寫頗る簡略であつて参考となる所少い。

を想像した復原圖がある。豐後國日田町なる後藤氏所藏の太宰府圖卷は最も有名なものである。 以 上四圖は礎石の殘存狀態を示した遺蹟圖であるけれども、 これ等の遺蹟より徃古の太宰府市街の舊狀

最後に遺蹟の現狀を述べ、上述の文献古圖を参照して、官衙の配置を考へやう。

今都府樓阯附近の礎石配列を概觀するに六個の集團に分つ事が出來る。

第一群――遺阯の正中最南方に當り大門阯と思はるゝ礎石群

第二群――一群の正北に配置せるもの中門阯と推定せられるもの

第三群 中門の東北に並列する所謂東廳阯又は東朝集殿阯と呼ばる」もの。

第四群 東廳阯に助對して、 その西に並べる西殿阯或は西朝集殿阯。

第五群 中門の正北に一段高い草地に整列せる所謂都府樓阯又は正廳阯と呼ばる」もの。

第六群 都府樓なる名稱は、或は第五群の礎石上の建物を呼ぶが妥當であるが、暫く此處では以上六群の礎石上 上下廳配の直背後にありて今は礎石一個も存しないが古書、古圖に言ふ所の後廳配。

殿、 (四) 西殿、 (五) 正殿、 (六)後殿の名を以て呼ぶ事とする。 の建物を總稱して都府樓と假稱する。

――而して各個の礎石群には順次(一)大門、(二)中門、(三)東

#### (二)大 FF

圖測實石礎門南樓時都 圖一第

一种 樓道路開通紀念碑に割り取ら

礎石十二個存し一個は都府

れてゐる。最北列の 五個は同

する。(此方位は都府機趾全般) 西五度北の方位を取つて整列 水平面にあり且つ一直線に

(保つもので、二行二列目の礎 この第一列の五個は原位置を

太宰府の遺蹟と條坊

(數字單位ハ尺・以下五周同斷

0 繰 圖 全建築の平面規模は K も僅少の出入はあるが、 石 これは壁の構築を物語るもので、 礎石には徑二尺二寸の圓形座に接し、東方及南方に向つて圓座よりもやゝ低い矩形の造り出しがある。 方立の附設される矩形の孔があり、 り出したもので柱座上面の 盤の繰り出し柱座がある。 (凡て礎石の配列を北より南へ 五間二 界ぼー 面三戸と認められる。 直 此下此の例に從ふ)も亦後世の移動なきものと認められる。この一群の礎石は一列二列と數へ東)も亦後世の移動なきものと認められる。この一群の礎石は 列二行目の例をとれば、 様である。 徑二尺四寸五分, 本來の位置を保つたものである事を知る。 此の礎石の構造及位置によつて考ふれば、 二列二行の礎石は繰り出しの外に、 同下面に於て二尺六寸餘り、 (は實測岡参照の事) 適當な大さの花崗岩を取り上面を平坦にし圓 全礎石の配列によつて、 扉軸の<br />
装置されるほぞ孔 其厚さ六分ある。 扉は兩戸である。 他 東北隅 0 座を 礎

並

#### 門。

甌 宣 120 衈 五 3 -11 画し第

現存六個の礎石中東北端の

列に K 座 ねない。 外 れば、 相して中央列に扉柱 個を除く外舊位置を紊して 止るけれども、 の餘 之を大門の礎石に比 地 石材幾分小さく、 が少 Vo その廣 現 の無い 在 は二 圓

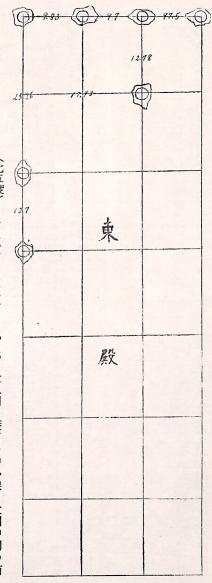
門屋を想像する事困難なれば元來三列であつたと推定せられる。梁間は礎石の缺乏によつて復原困難であ

るが大門に準じ五間の廣さと想像する。

## (三) 東殿及西殿

東殿阯に於て九個 (移動) 西殿阯に於て八個(移動)存してゐる礎石の形狀と大さは大門と大差ない。

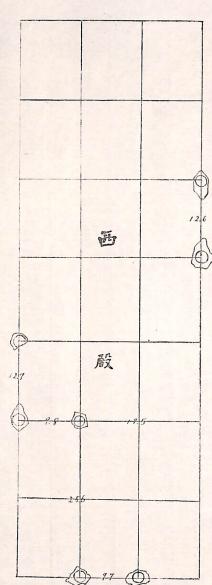
第三圖 東殿礎石實測圖



東殿阯最西端と思はるゝ一行である。即ち東西兩殿は南北中心線より各々百十六尺を隔て、對峙したもの 北中線との距離は百十六尺ある。この兩門南北中線より東百十六尺の距離に一列の礎石があつて、是れが 西殿阯第一列は 一直線に(東偏) 同一水平面に並んでゐる。此の最東列の礎石の中心線と大門中門の南

である。 東殿阯の現存の最北列四石は、 舊位置を保つて東西に並んでゐる。 礎石の全形は何れも東西に長

第四圖 西殿礎石實測圖



順次數へ第八列(毎年別の礎)の礎石は東西に長い形を呈してゐるから西廳阯最南列のものと考へられる。 現在最北列礎石より更に北方二列の礎石あつたものと推察されるであらう。 尺三寸ある。之を二等分すれば十二尺六寸五分となり、恰も東殿南北柱間に等しい。よつて西殿に於ても から元來殿堂の最北柱列をなせしものであらう。此の最北列の礎心より移動せざる礎石の中心を測れば 、二列間十二尺七寸八分、二、三列間十二尺四寸八分、三、四列間十二尺七寸あつて、 次に東殿阯最北列の礎心東西線を西に延長して現存西殿阯最北端の礎石中心との距離を測れば、 此の復原礎石第一列より南に ほど等距離になる。 二十五

東殿は西殿と對稱の位置にあり、何れも七間三面の舊構をなしたものと推定せられる。然るに古記錄古

圖 によれば更に多數の礎石を記してゐる。 即ち、

續風土記拾遺 三十餘個 六十 計 四 殿 阯

寬政五年圖 二十四個

五十個

文政三年圖 三十二個

六十一個

堂と考へるが妥當であらう。南方殿宇の間數も、勿論確實に知る事は出來ないが、暫く文政三年の圖に從 長すべき殿字は一字であるか、二字に分立すべきか、古圖に於ては一様に並んでゐるが、各々獨立した二 年圖では十八列となる。即ち先に復原した殿宇は、ほど倍數だけ南方に延長しなければならない。 つて九間三面と假定する。從つて東殿も西殿に傲つて二堂宇同形に相對して並ぶ様になる。 文献古圖に明記する六十餘個の半にしか當らない。寛政五年の古圖には西殿阯南北に十五列竝び、 復原し得た東西兩殿宇の廣さを、七間三面とすれば、 明治二十三年圖 三十一個 二十六個 總礎石數は各々三十二個となる。これは徳川期の

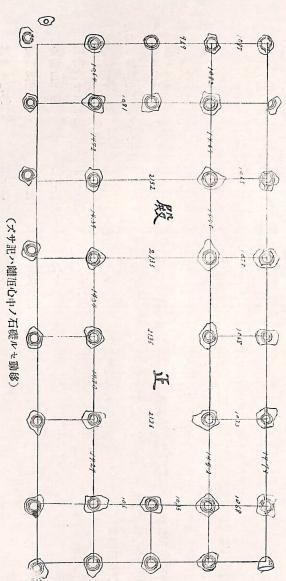
此

文政三 0 延

#### (四) 正 殿

よつて各々南及東に傾斜したものが多いけれども、その他はほとんど舊態の儘である。その配置により、 ばれる上に、現在三十六個の礎石整然として配列されてゐる。最南列及び最東列の礎石は、 所謂都府樓阯であつて、此阯最もよく舊礎が遺存してゐる。特に四周の地より隆起して基壇の 土壇の崩壊に 舊構を偲

置より見て恐らく步廊の礎石と思はれ、步廊は本殿前面より左右に付けられたものであらう。 小礎石がある。寛政五年圖に本殿阯西南隅に二個石を描き、此ノ二ツ礎小シと註記してゐる。その配列位



圖测實石礎殿正 圖五第

七間図面の建物であつた事は明瞭である。礎石の彫刻最も精巧を極め、二殿或は三殿の圓形柱座の造り出 しがあり、石も他に比して頗る大形である。七間四面總石數三十六個の外に、最南列左右兩端に一個宛の

(五)後 殿

礎石一個も現存しないが、寛政の圖には十九個、文政の圖には四十個畫かれてゐる。その配置によつて、

本殿阯の北に接して、後殿址と呼ばるゝ所がある。明治廿三年實査の時既に失はれてゐたものゝ樣で、

殿宇の廣袤を推知し得ないは遺憾である。

殿宇を連結すべき歩廊の存在も亦之を推定し得た。今此等諸殿の相互關係を見るに次の如き連闢がある。 兩殿各々二字宛、本殿、後殿、凡て八字の殿樓が得られた事となる。 以上で、各殿宇について個別的に其規模を推定し終つた。此等六群の礎石によつて、大門、中門、 又本殿阯附屬の小礎石によつて、各 東西

今との一線を都府樓南北の中軸線と稱する。

(一) 大門、中門、本殿の中心點は同一線上にある。後殿の中心點も恐らくは同一であつたであらう。

(二) 中軸線の方位は磁針と僅少の差あり、 即ち北に於て約五度東偏する。

(三)東殿及西殿の南北中線は中軸線と平行である。而して兩殿の內側礎心南北線は中軸線より各々百十 六尺の距離にある。

(四)本殿南より第二列礎石線と東殿阯最北列礎石線は、平行にしてその距離百二十三尺、

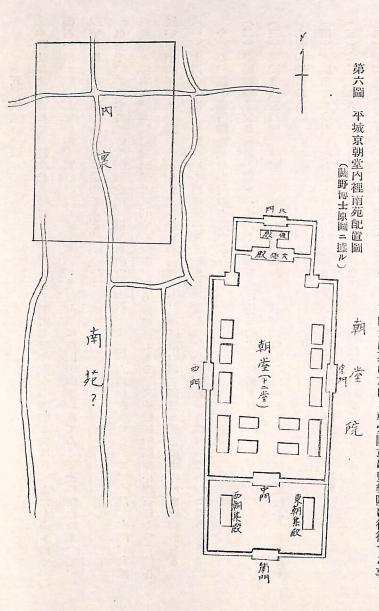
五 本殿南より第二列礎石線と之に平行なる中門最北列礎石線との距離三百六十三尺

中門最北列線と大門最北礎石列線との距離は百十尺

(七)中門最北礎石列線と現在太宰府町五條に通ずる道路中心延長線との距離百九十尺。

# (八)大門最北列礎石線と同上道路延長線との距離は百尺。

次にこれ等殿宇樓門の配置を接じて想起するのは、京師大內裏に於ける朝堂院或は豐樂院に彷彿する事



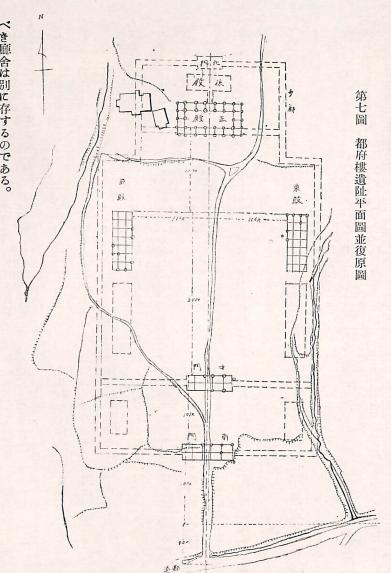
平城京に於ては少しく東に偏してゐる。 それと異る所がないとは、 て始めて設けられたもので、而も京城中最も設置の遲い建物であつた。平城京或はそれ以前の帝都に於て 異である。朝堂院は即位朝賀の大禮儀式の擧行場で、豐樂殿は式後の饗宴場である。豐樂院は平安京に於 門に相當するであらう。 である。今遺蹟の最も明かな平安京の朝堂院に對比すれば、 は、 してゐる。 K を經ないがほど原位置を保つが如き狀勢にある事を土地の人から聞いてゐる。又豐樂院と對比するに、先 して朝堂院に於ては、 都府 饗宴は朝堂院或は内裏に於て行はれた模様である。平城京の朝堂院の諸殿堂は、大極殿以下平安京の 一、

梭東西兩殿を各々二字に相定したのは、反つて豊樂院の明義永觀及觀德、 都府樓阯に於ても一個の礎石が殘つてゐる。此の石は土を被つて露れてゐない爲めに未だ實測 元來豐樂院朝堂院兩者はその構築頗る相似たものである。 應天會昌兩門の間に東西二朝集殿が相對立してゐ 東西兩殿は左右十二堂に本殿は正に大極殿であつて後殿は小安殿に該當する。 旣に諸學者の說く所でその位置は平安京では宮城の正中朱雀門の直後に在るが 都府樓の大門は應天門にあたり、 四堂と十二堂の對立が最も著しい差 る。 恰も西朝集殿に相當する位置 顯陽の四字の配置に酷似 中門は會昌

照して都府樓の復原圖を示せば第七圖の樣な結果となる。 以上によつて都府樓廳舎は京師の朝堂院或は豐樂殿に相應するものと推察し、この雨院の殿堂配置を参

務を採る政廳と誤解する者が少くない。是は單に外廳の大儀外藩接待甕應の一院に過ぎない。 然るにこの都府樓諸殿宇を以て太宰府廳唯一の廳舍と見做し、東西兩殿を以て東廳西廳と稱へ官人の政 政務をとる

べき廳舎は別に存するのである。



太宰府の遺蹟と條坊

二二八

ば、 てゐる。 宛 もこの地 現在尚同所に穴の繰り込みある礎石が一個殘つて、 は内裏の位置に當つてゐる。 太宰府に於ても亦この地を内裏と字してゐる。 舊位置を保つてゐる。 京師の宮城に對比すれ 或は太宰府

官の正舍の如きものの遺蹟であらうか。

ら人工を以て平坦にした台地で、舊時官衙倉庫の配置されてゐた狀態は現存の礎石を以て知られる。 裏の 西に隣れる丘地を藏司と字してゐる。今は此の地は北は山林南は庭園及畠地となつてゐるが、 昔

職司と正倉院」参照 ) 第十五輯拙稿「太宰府)

十一月の條に を掌り、 は して展望の利を占むる地である。 所であらう。 0 る官衙數多附近に存したものと思はれる。 匠司は即ちこれ等に關係ある遺跡であらう。今は藏司匠司の二司を殘すに過ぎないが、古は更に司を稱す つた。月山なる名は、 れる。 藏司 上奏の中にも「府多」官舎」、破損不」少。」とあり、 の 又續日本紀桓武天皇延曆九年四月太宰府に仰せて鐵胄二千九百枚を造らしむると見へてゐるから 多くは釘及び札板の形をなしてゐる。 Fr. 地の西南隅あたりを匠司と俚稱してゐる。 藏司と相對して都府樓の東方に月山と呼ばれる丘陵がある。 もと辰山といつた事より訛つてつき山となつたといふ。續日本紀光仁天皇寶龜五年 今猶礎石殘ると云ふが、 續日本後紀承和九年八月の條に擧けられた太宰大貳藤原朝臣榮 令制太宰府に大工小工があつて、城隍舟横茂器諸營作之事 その地一帶に小鐵片及び鐵滓散在し鑄作場 京都の八省院に當る諸司多くこの方面 雑草雑木の繁茂に委ねられ實査する事を得なか この丘も頂は削平せられ高燥に K 配置された 0 阯と思

太宰陸奧同警,「不虞」、飛驛之奏當」記,時刻,、而太宰旣有,漏刻;、此國獨無,其器,云々

凡太宰及陸與國漏守辰丁各六人

と見え、又延喜式には

とあり、此の漏刻台は即ち月山が其の遺蹟と言ふ。

と推定される。 に二町宛の範圍を廳域とし、南北も同じく現在の縣道より北四町の範圍を限り、方四町を以て府廳の四至 計れば二町あり、 に至るものと見て大過ないであらう。境界の最も明瞭な藏司台地の西端より都府樓南北中軸線迄の距離を を限り、 て舊太宰府々廳の廳域である。その四至を按ずるに、南は今の縣道である都府樓大門阯前の東西に走る道 字大裏にある都府樓を中心として、東に月山西に藏司があり諸官衙の遺阯が存してゐる。との範圍は凡 東は月山東方の山下の小路、 同じく中軸線より月山の東脚を走る道路迄約二町ある。 西は西浦塘に接する藏司台地の斷崖を以て限り、北は大野山の山脚 よつて都府樓を中心として東西

間 の尺寸を以て、 以上太宰府廳の廳舎の配置、 建築當時に用ひられたる尺度の吟味を試みて置かう。 並びに四至を推測したから、 序に都府樓遺蹟の實測によつて得られた礎石

る。 土地 凡そ我國古尺に二種あり、所謂高麗尺及び唐尺が之である。令制によれば大小二種の尺を定め、 和銅六年格を以て、從來の小尺を大尺となし、別に特種の用に限り小尺を定めた。 の丈量にのみ用ひ、大尺一尺は小尺の一尺二寸に當る。所謂大尺は高麗尺であつて、 小尺は唐尺であ 大尺は

以下尺 考察すべ き問題 である。 (號所載池上年氏「都府樓遺蹟の研究」による/以下尺 考察すべ き問題 である。 (都府樓遺蹟實測値は考古學雜誌第八卷第9。4)



11111

京内諸寺院の實測の結果推知されたる單位唐尺の九寸八分弱なるに比すれば正に之れと符合するものであ ものあり、同氏計測のものに叉九寸七分六厘なる牙尺及紅牙撥樓尺の二本がある。之を闊野貞博士の平城 御物中上述の太宰府々廳推定尺に近いものを見出すに、明治八年蜷川式胤氏實測の牙尺に九寸七分五厘の であつて、令の小尺叉所謂唐尺である。即ちとの尺は現在の曲尺より一尺に就いて二分許り短い。 院御物の中に天平尺と稱するものがあるが現曲尺に近い九寸八分前後のもの最も多い。 て當時の建築行はれたとすれば、唐尺の一尺は現曲尺の九寸七分五厘四毛型の長さに當る事を知る。正倉 以上各殿宇より得た推定單位唐尺一尺の長さの全平均値は、九寸七分五厘四毛强となる。即ち唐尺を以 これは和銅の大尺 正倉院

西 殿 、南北柱間 南北柱間 東西柱間 平均值 九尺七寸 十二尺八寸 十二尺七寸 九尺八寸 十二尺七寸 十二尺六寸 十二尺六寸五分 十二尺六寸五分 十二尺八寸 九尺七寸七分(弱) 十尺七寸二分 十二尺七寸 十一尺 + 十三尺 尺 九寸七分四厘 九寸七分七厘 九寸七分七回(弱)

Œ

殿

東西柱間

平均值

十四尺五寸八分六厘

十五尺

九寸七分二回

る。 果になるであらうか。前掲の柱間實測値について高麗尺を摘用すれば、推定尺は完數を得ること困難とな る 建築に當つては、 を測つても、高麗尺の單位長さは或は長大に或は短小に過ぎその出入唐尺よりも大となる。よつて都府樓 高麗尺九尺として單位尺は一尺一寸九分强となり、現一尺二寸に大差ない。以下諸殿宇の一々に就いて之 又高麗尺十三尺とするも單位尺は僅かに一尺一寸二分二厘となる。本殿東西柱間平均値十尺七寸二分も、 寸六分八厘を高麗尺で十二尺とすれば、單位尺は一尺二寸一分六厘となり、 右は最初から使用尺を唐尺として算出したのであるが、高麗尺即ち今の大尺を以て計ればどういふ結 强ひて完敷とすれば、單位尺の長短過不足著しく生じて來る。 唐尺を使用したものと推定してよい。 例へば本殿の東西柱間平均値十四尺五 現曲尺一尺二寸よりも長く、

# 二、觀世音寺

太宰府觀世音寺伽藍の平面復原案は旣に先學によつて試みられてゐる。

觀世音寺研究

工學士 福山 敏夫氏論文 (建築學研究第三號)

觀世音寺伽藍の平面復原案に就いて 工學士 服 部 勝 吉 氏 論 文 (號至廿四卷四號所載 /

以上二論文は、私案を得るに當つて參照した所多く弦に記して敬意を表す。

## (イ)沿 革

に崩御された先帝の御追善にあるけれども、 觀世音寺は齊明天皇御追福の爲め天智天皇創建を命ぜられた寺院である。其目的はもとより西陲の邊地 一は以て太宰府の都市の繁榮策の一助でもあつたであらう。

=

然し乍ら廣大なる伽藍は一 朝にして成るべくもあらず、 落慶迄は多くの星霜を要した。

續日本紀(卷四)によれば、和銅二年二月元明天皇の詔を掲げ

宜"太宰商量充駈"使丁五十許人,及遂"閑月,差"發人夫,專加"撿校,早令#營作"。 淡海大津宮御宇天皇奉,爲後岡本宮御宇天皇,誓願所」基也。 雖以累以年代,迄、今末、了。

こあり、 續日本紀(卷二) 大寶元年の條には

觀世音寺筑紫尼寺封起"大寶元年,計滿"五歲,並停"止之,

60 史料第一篇ノ三所載ノ美術學校職、大日本ノ 次いで僧玄昉天平十七年十一月觀世音寺造營を名として筑紫に下された。 (續日本紀卷十六) 僧滿誓を西下せしめ、 つて續行せられ、 0 正史に明記がないが、 (東大寺要錄卷一一)天下三戒壇の一として著れる。 て康治二年六月廿一日(原平の災よ) 時 ム様である。 期 と見るも天智朝より八十餘年を經たものであつた。 天智朝以來の工事抄らざりし狀態が知られる。 終に鎭西の大寺として堂塔伽藍の完備を見た。其後天平勝寶六年四月戒壇附設 後康平六年初めて火災に遭ひ、 によれば當時伽藍の各所に破損あり、 扶桑略記拔萃によれば、天平十八年六月觀世音寺供養を傳へてゐる。 造寺に鞅掌せしめられた事を、 再び火難に罹る。(本華世記) 堂塔廻廊鳥有に歸し 爾來根本堂字の新設なく、 扶桑略記に記してある。 又修覆箇所多いけれども、 その間工事時に停頓したが展々朝廷 大寶、 此の時

焼

大

の

は

金

堂

の

み

の

様

で

あ (銘、扶桑略記、本朝世記、百練抄) (現觀世晉寺本堂安置不空羂索體內 和銅兩度の督促に次で養老七年には 延喜五年 再建堂字は無かつた 觀世音寺資財帳 伽藍の完成は この頃を完成 の督勵によ せられ、 越 京東

るが、 次で康治七年には塔も亦火災に遭つ た

先 の康平の火災後治暦二年に再興された講堂は 五 H DU 面 で延喜五年の資財帳にある七間より二間を減じ

T ねる。 即ち扶桑略記治 曆二年 + 一月廿八日 日 0 條に

供養鎭西太宰府觀世晉寺瓦葺五間四面講堂一字云

の句がある。

た。 (是齊重鑑) 室町時代に入つては文明十二年宗祗法師此 (宗祗筑) 其本堂も寛永七年大風の爲倒壞したので元祿元年 慶長三年是齊重鑑 0 九州下向に際しては、 0 地を訪 ねた時、 講堂のみ本堂の名を以て残るに過ぎなかつ 時の福岡藩主黒田光之再興した。(棒札) 講堂金堂のみ残つて既に頽廢 の狀著しかつ

(口)遺蹟 0 現 狀 れ現在の本堂である。

講 堂 肚

たものと思はる」石

がある。

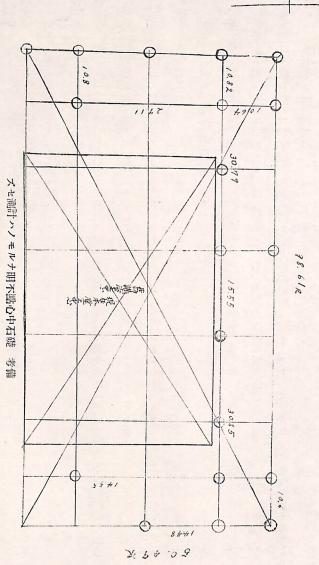
する本堂は元祿 世音寺の 舊構を察するに當り、 の再興で、 本堂の 地磐は舊礎より稍高まつて存してゐる。 最も豐富な資料を與ふるものは講堂阯 現在の柱底に舊礎を運んで据え の礎石である。 現 在こ 0 地に存

る いる。 又木堂内に舊礎石埋沒せるものもある。 (十九個、圖に示す數值は當時筆者の實測に據る)(第八圖參照:(昭和六年十月寺地整理に際し新發掘のものを加へ)(第八圖參照: 今發掘された本堂周圍の礎石十九箇ある。 )礎石の形狀は都府樓阯 皆舊位置 00 を改め のと大差な

太宰府の遺蹟と條坊

す K

< 尺五寸の間にある。東西に八個南北に五個並んでゐるから、七間四面の建物であつた事を知る。 花崗岩の原石を用ひ一段或は二段の圓板形柱座造り出しがあり、一造の出し下底の直徑は三尺より二



圖置配礎舊堂講寺音世親 圖八第

その表面は講堂の舊礎とほど同一水平面にあり、 あたつて資料となるものはこの心礎のみである。 す事が出來ず、 講堂の東南にあたり圓孔の繰り込みある塔の心礎がある。極めて巨大な石を用ひてゐるから容易に動か 附近の礎石は皆地下けのために移動してゐるけれども、 他の礎石は凡て移動傾斜して散在してゐるから、 心礎のみは一段高く残つてゐる。 復原に

#### 三、金堂趾

は東面 附屬建造物となつて阿彌陀堂が建立されたので、参詣の便宜上東面に變じたものと思はれる。 舊礎を利用したるものがある様に思はる」が、 元禄の再興の時本堂の假堂を此處に移して阿彌陀堂といふ。 現在阿彌陀堂と稱する建物が舊金堂の位置に存してゐる。 してゐるが、 金堂は當時の通例に從つて南面したものであらう。 その位置は既に變へられしものの様である。 寬永七年講堂倒壞後、 現在の柱座に用ひられた礎石のうちに、 久しい廢絕の後を受けて、 時假堂を設けたが 阿彌陀堂は 數個

# 四、南大門趾

0 方戒壇院南 置にあるが、 礎石を描いた古圖 現 在本堂に向ふ参道を挟んで礎石六個殘存する所があり、 垣との間には、 少し宛傾斜、 (村之內礎現改之圖」(歷史地理廿一卷一號所載)(都府樓遺蹟について擧げた「文政三年觀世晉寺舊) 東西に土壘が遺存して舊築垣の位置を知る事が出來る。 移動してゐるから正確には柱間 の數値を得る事は出來ない。 これが舊寺院の南門阯である。 IC, 南大門の位置に礎石五個を並べ、 文政三年觀世音寺附 此 0 南大門阯と西 石はほど原位

太宰府の遺蹟と條功

その少しく北に六個の礎石を描 K 相當する地には 0 礎石も存してゐない。 いて仁王門阯と說明してゐる。 仁王門阯は即ち中門阯であるが、今は此れ

### 五、北門阯

ば、 係のものである事疑ひなからう。 て、全形は矩形をなし、 今の日吉神社石段直下より西方五六間の地より礎石一個發掘 北門も共に失は れてゐたものであらう。 中央に深い圓孔がある。 延喜五年

容財帳には北門の記載がないが同帳に北築垣は共實尤しとあれ 唐敷居と認めらる」もので、 せられた事がある。 その位置より見て、 今寺務所の 11 側に在 北門關

### 六、戒 壇 院

は溯らないであらう。 に配列してゐる。 門を描かず、 延喜資財帳に載する所では東西兩門を開き本堂禮堂の二字の建物がある。 とし堂宇も西面したと考へねばならぬ。 今の院の周邊の垣は在來の院地を限るものであらうが、 成壇院は本寺の 築垣を以て塞いで 中央列廣くして一見して門阯である事を知るも、 西南隅の一角を劃して現行する。今は南門を正門とし東門によつて觀世音寺と通する。 ある。 今の南門の 寺藏古圖 北にあたつ (を復寫したるものゝ如し。觀世音寺の復原鳥瞰圖) (本寺窦藏の圖幅江戸時代の描寫なりと傳ふるも占圖) 堂字及び樓門は舊構と趣を異にするやうである。 7 四隅の その礎石の形新しく、 面を取つた方形の礎石も 西門の方が大きいから西を正 鎌倉時代以前に 四 間 にも南 三面 面

七

菩

薩

院

附記してゐるが資財帳にあつては菩薩院と呼ばれてゐる。 は凡て田地となつてゐる。文政三年古圖には土盛りを描いて護摩堂と記してゐる。寺藏古圖にも護摩堂と **玻壇院と對稱の位置にあつた一院を菩薩院といふ。今は悲壇の名残かと思はれる數坪の土盛りを遺す他** 

#### 居 址

物で、古圖には尚祗園社御領院土地神等の神社々祠が寺の門前或は寺内に描かれてゐる。 描かれ、この門に掲げられたものと傳へる「觀世音寺」の古額一面本寺に襲藏してゐる。神佛習合期の遺 在の縣道より北に入る参道の兩側に往年鳥居の兩脚が發見せられた。幸藏古圖にも此の位置に鳥居が

#### ()單位尺度の 吟味

堂の柱間を見るに、三様の數値を得る。即ち四隅の柱間は中間の柱間より小さく、 南北柱間は東西柱間より小い。次に實測値によつて三種の柱間の各々の平均値を求むれば次の如、なる。 舊構の礎石によつて推知し得られるものは、 前述の如く講堂に限られてゐる。殘礎の實測によつて舊講 中間の柱間については

#### 四隅柱間

十尺六寸 以上平均值 十尺六寸 十尺七寸 十尺六寸五分 十尺六寸四分 十尺八寸二分 十尺七寸四分 十尺八寸

## 中間南北柱間

十四尺四寸八分 十四尺五寸五分 二十九尺一寸一分 (二間分)

以上平均值 十四尺五寸三分五厘

中間東西柱間

十五尺五寸五分 三十尺八寸五分(二間分) 三十尺七寸九分 (二間分)

以上平均值 十五尺四寸三分八厘

此の三種の値を唐尺の夫々十一尺、十五尺、十六尺とすれば唐尺は現曲尺に換算して次の如き長さとな

るであらう。

四隅柱間による單位唐尺値

九寸七分二厘七毛强

九寸六分九厘

= 中間南北柱間による單位唐尺値

中間東西柱間による單位唐尺値 九寸六分四厘九毛弱

九寸六分八厘九毛弱

以上平均單位唐尺值

若し觀世音寺伽藍が唐尺を以て設計されたものとすれば、 その使用唐尺は現曲尺より三分餘り短かくり

しものと知らる。次に高麗尺使用を假定すれば、 一、柱間の種別

十尺七寸 (曲尺) 十四尺五寸三分五厘 高麗尺推定値 十二尺

一尺一寸八分九厘弱單位高麗尺曲尺相當值

一尺二寸一分一厘强

一尺一寸八分八厘弱

中間東西 中間南北 十五尺四寸三分八厘

十三尺

以上單位高麗尺曲尺相當值平均

一尺一寸九分六厘强

講堂阯に限られてゐるから急速に斷定は出來ないが、少くとも如上の單位の長さは、 この結果と前に得た唐尺單位値とを比較して何れを採るべきか。勿論この數値を算出した資料としては 從來の諸研究の結果

なる唐尺高麗尺兩尺の曲尺相當値と對比すれば、 と推定すれば、唐尺使用の場合より出入大なる事を知る。よつて觀世音寺も都府樓と同じく唐尺使用おら いものに過ぎぬ。高麗尺については約一尺一寸七分五厘になるに比し二分强長大となる。 つて唐尺一尺は曲尺の約九寸七分八厘にあたれるに比すれば、 唐尺使用の可能性大なるを覺える。 觀世音寺より得た堆定唐尺單位は一分弱短 即ち從來の研究によ 即ち高麗尺使用

れたものと推定するを安當とする。延喜五年資財帳には講堂の廣袤を記して次の如く記してゐる。 瓦葺講堂一字 七間別長一丈四尺七間別長一丈、一下八月 貞觀

三年小破

即ち講堂の桁行を十丈として梁間を五十一尺と計る。 今寶測値と對照して、延喜當時の單位尺と曲尺と

の比率を見れば、 次の如くなるであらう。

講堂桁行

梁間

五一尺

一〇〇尺

九八、六一尺曲尺實測值

九寸八分六厘一毛延喜尺曲尺相當值

五〇、四九尺

九寸八分八厘

平均九寸八分七厘强

す數値の確實性に比例するも、 延喜當時の使用尺は現曲尺の九寸八分七厘餘りに相當する。 他に確かむべき資料を缺いでゐるから、資財帳の數値を用ひて、復原を試 この數値 の確率はもとより延喜資財帳の示

みる場合之によつて換算するより途がない。

太宰府の遺跡と條坊

#### (三) 伽 藍 寺地 復 原 案

殿章によつて講堂の廣袤は既に之を擧けたから、 観世音寺伽藍の復原にあたつて最も有力なる指示を與ふるものは、 以下其他の諸堂宇の大さを摘記する。 延喜五年當寺資財帳である。 同帳佛

瓦茸二層金堂壹字 長五丈四尺五寸

塔 婆

中

瓦茸五重塔壹基 戶肆具 鐸四口无實

瓦茸 中門 壹 宇長四丈四尺 廣二丈四尺

廻

廊

(廻廊四面カ)

戶四具 北二具一具

東長貳拾陸丈肆尺 廣一丈五寸

南長貳拾五丈八尺 廣一丈五寸

西長貳拾陸丈肆尺 廣一丈一尺五寸

北長貳拾丈漆尺 廣一丈五寸

南大門

瓦茸 大門 壹 宇 長四丈四尺 廣二丈二寸

築

垣

(東長)

南長五拾漆丈

西長陸拾五丈

北長五十七丈 無實

書 薩 院

築垣貳面並板葺

西長貳拾丈

北長壹拾丈

板葺門屋壹字長一丈 廣六尺五寸

檜皮葺堂壹字長四丈五尺

戒 壇 院

築垣貳面瓦葺

東長貳拾壹丈漆尺

太宰府の遺跡と條坊

北長壹拾丈漆尺

檜皮葺堂壹字 長五丈 廣一丈五尺五寸

板葺禮堂壹字 長五丈 廣一丈六尺五寸

門屋貮字

植皮茸西門屋壹字長一丈五尺 廣七尺瓦茸東門屋壹字長一丈五尺 廣七尺

配置された位置を知る事が出來ない。轉じて現在の礎石によつて所在位置を知り得るのは、 S との他鍾樓經藏僧房等を列擧してゐるが、 資財帳は建築伽藍堂宇別に丈量を記してはゐるが、 根本堂宇の復原には以上で充分であるから一々之を引用しな 諸殿字の距離を示さないから、 直接にはそれ等の 蒜堂、 塔婆

一、塔婆心礎中心と講堂最南列礎石線との南北の距離九十九尺あり。

右四字の建物相互間の距離を實測して得た數値は次の樣である。

北門及び南大門である。

- 一、塔婆心礎中心點と講堂南北中心線との距離七十七尺
- 講堂最南列礎石線中心點と北門陆唐居敷發見地點との距離は三百二十五尺
- 一、講堂右同點と南大門殘礎最北礎心との距離三百二十二尺
- 講堂阯礎石によつて得らるト講堂南北中軸線は北軸約五度東傾す、 ば北は北門唐居敷發見地點に當り南は大門阯鳥居阯の中心を過るべく此の一線は伽藍配置に一の基 との講堂南北中心線を延長すれ

準を與ふべき重要な軸線である。

右に接續したるものと推定せられるであらう。 廊が夫々中門講堂の桁行を加へてほど同一の長さとなるは、 所の廻廊の長さによつて廻廊自身の位置並びに中門の位置決定せらるであらう。資財帳に示す廻廊の長さ 門を連結すべき方形或は短形のプランを有するを例とする。觀世音寺も亦此の例に漏れず、 推定し得べきものに中門がある。 めた堂四隅の柱間十尺七寸の平均値に近い。よつて北廻廊は講堂最南列の柱間とほど等しい廣さを以て左 合する證據である。 七尺を以て東西の距離となすべく、南廻廊も同じく中門の桁行四十四尺を加へ三百二尺とする。 は北二百七尺南二百五十八尺東及西は二百六十七尺である。 接續し、 以 上述べた四字の外直接に關係位置を知るべき遺構存しないが、 南に折れ、 而して北廻廊の廣さ一丈五寸なる數値は現曲尺に換算して十尺四寸强となり、 金堂塔婆を圍んで再び中心に向つて直角に折れ中門に於て合する。 飛鳥寧樂寺院建築の通性として、 しかるに北廻廊は講堂の桁行百尺を加 廻廊が北方講堂の左右より出で南方中門にて 廻廊は、 廻廓の長さによつて、 講堂最南列の柱 即ち廻廊は講堂中 ほどその位置を 資財帳に示す 間より左右に 南北兩廻 先に求

0 尺に換算し二百四十七尺九寸八分(强)を講堂中心最南列礎石中心點より中軸線に沿つて南にとれば、其 七尺より北廻廊の幅一丈五寸及び南廻廊の幅一丈五寸の牛を減じ、二百五十一尺二寸五分を得、 得られた地點は即ち中門の中心點である。 東西兩廻廊の長さ二百六十七尺なれば、これによつて中門の位置を決定する事が出來る。 即ち二百六十

和に法起寺の例がある。法隆寺式伽藍配置は飛鳥時代盛行したもので觀世音寺も此の古式に則つて設計せ K 配置は講堂の前庭に東に塔婆西に金堂對立した事疑なければ、塔婆心礎中心點と講堂南北中軸線との られた所である。 七十七尺の倍數百五十四尺を塔の心礎より正面に(中軸線に直角に)求めて之を金堂の中心點と假定する。 金堂西に塔婆があるが観世音寺のそれは五に入れ替つてゐる。兩堂宇の觀世音寺と同配置である寺は太 廻廊内に塔婆と金堂とを東西に對立する様式は、 次に塔婆の位置は心礎の存在によりて之を知り得るも、金堂の位置は正確には知り得ない。 所謂法隆寺式伽藍配置である。但し法隆寺西院では東 當寺院伽藍

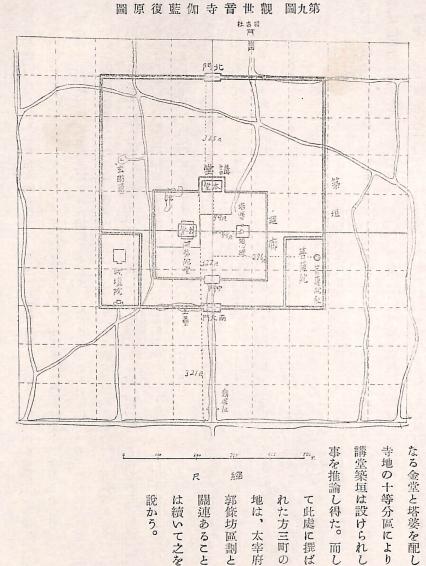
なす。 南正 垣をそのまゝ流用したものであらう。即ち飛壇院は本寺の西南隅に地を劃し、北及東の垣を設けたもので 資財帳に示す五十七丈の半即ち二百八十五尺宛門より東西に設けられたものであらう。 二尺一) ある。 0 間 りとなり、正に南北兩門間の實測値に適合する。南及北は大門の左右に等距離に續いたものであるから、 線 次いで築垣の廻らされた範圍を定めねばならぬ。 隔は五十七丈の南垣の長さに南大門の桁行四丈四尺を加へ之を曲尺に換算した六百尺(强)をその と一致する。 面 に南大門がある北門南大門の距離を實測すれば六百四十七尺(十五尺、籌堂同所より南大門北磯石迄に南大門がある北門南大門の距離を實測すれば六百四十七尺(北門阯より籌堂最南礎石線中點迄三百 かくして復原された築垣と戒壇院の院地との關係を見るに、 資財帳に記する東及西の築垣は六十五丈なれば、之を曲尺に換算して六百四十七尺三寸餘 資財帳にも東垣北垣を記すのみであるから、 垣は廻廊の外方を廣く圍むもので、 西及南は院として特別の垣なく、 今の戒壇院の西垣及南垣は大略舊築垣 よつて東西兩垣 背面に北門を開 本寺の築 實 長 U)

ある。 經藏鍾樓等の建物配置された所であらうが、遺構を止めないからその位置を推論する事を止める。 菩薩院も同じく本寺の東南隅を劃して、 北及西に築垣を設けてゐる。 築垣内には講堂の背後に僧房

路 西の縣道を以て限られてゐたのであらう。此の道路は後に論ずる如く府の舊大路の名残である。 南方祇園宮御領院等描かれた地は、 町 の中心より塔の心尺迄の距離を實測して五百四十四尺なる値を得た。 觀世音寺の寺域は築垣を以て限られた範圍に止らず、更に廣かつたもの、様である。 4 (五百四十尺) に近似せる數である。よつて次の假定を設けやう。 舊寺内と思はれる。考ふるに南は今の都府樓前より五條橋に 而してこの五百四十四尺なる値は 寺藏古圖に築垣 今此 通ずる東 の道

尺叉南門阯同點より縣道中心迄の距離三百二十一尺である。この三者はほど等距離なりと得ふ事を得る。 東及西にも夫々水溝並に小經あり、 宛の範圍を取つて全寺地となす。即ち寺地は方三町である。かくしてその周邊を見れば、 垣 而して其値は三丁の十分の三なる三百二十四尺に近似せる數である。 h 即ち金堂塔婆の中心を結ぶ東西線と伽藍南北中軸線との交點を寺域の中心點として、東西南北に一町半 |は南に三區北に一區を残し間の六區を占むる。垣內六區の中央東西線に講堂の南端柱列がある。 講堂最南列礎石線迄の距離は三百二十五尺である。 北は北門阯より百餘尺の餘裕がある。 特に西の界線に沿ふ所の道路が舊寺域を限つたものと推察さるであら 更に此の推定寺域に對して他方向より吟味を加へる。 同線より南大門残礎 試みに三町の寺地を十等分すれば築 (最北に遺存せ) まで三百二十二 南は先の 北門趾

以上に述べた所によつて、 觀世音寺々地は方三町の範圍を占め、 これが中心點の左右に寺院の根本堂字



地は、

太宰府

れた方三町の て此處に撰ば

郭條坊區劃と

説から。

は續いて之を 闘連あること 四八